

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、「緊急雇用創出臨時特例基金」を積み増すとともに、同基金に基づく「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創造事業」を継続・拡充すること。また、当該事業要件の見直しや新たな支援制度の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

なお、草刈りや清掃等の単純作業については、地域の実情に即した雇用対策であることから、緊急雇用創出事業の対象とすること。

(2) 雇用者と求職者との需給のミスマッチが発生するなど、雇用情勢が一層厳しいものとなっていることを踏まえ、ハローワークと都市自治体の連携強化等の就労支援対策の拡充、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策の充実、更に都市自治体が独自に実施する雇用対策について、十分な財政支援を講じること。

2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。また、シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。

6. ひとり親に対する就労支援として、雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、就労継続しやすい雇用環境の確保や企業に対する採用目標値の設定など、雇用主の

理解と協力を得られる支援策を講じること。

7. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。